

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び公平性の確保及び経営監視機能の強化を図るため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視を基本とした経営システムを構築し、維持していくことを重要な施策としております。また、企業価値増大のための経営の効率化、意思決定の迅速化を図るとともに、法令順守体制の強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アジリスト	1,500,000	25.00
名古屋中小企業投資育成株式会社	473,400	7.89
北国総合リース株式会社	304,000	5.07
株式会社北國銀行	280,000	4.67
福島印刷従業員持株会	272,800	4.55
福島茂一	239,400	3.99
山崎久子	120,000	2.00
三菱製紙販売株式会社	110,000	1.83
株式会社ダイトコーポレーション	80,000	1.33
三井住友信託銀行株式会社	60,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

特にございせん。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	8 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、期中及び期末における監査活動を通じて必要に応じ意見交換や監査結果の報告を行うことにより、相互の監査活動が効果的に行われるよう努めています。
また、監査役と内部監査部門である内部監査室、内部統制事務局についても、監査結果等の共有化を図ることにより相互連携を強化し、監査の実効性と効率性を高めるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩木 弘勝	税理士													
山崎 修二	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩木 弘勝	○	――	税理士として税務・会計に対する相当程度の知見を有するとともに、経営コンサルタントとして企業経営に関する豊富な経験をもつことから、経営全般に関する客観的かつ公平な視点での監査が期待できるためであります。また、取引所が定める独立性に関する事項には該当せず、当社との間には特別な利害関係はないこと、ならびに一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定いたしました。
山崎 修二		――	税理士として税務・会計に対する相当程度の知見を有しており、加えて社会保険労務士として労務関係にも精通していることから、経営全般に関する客観的かつ公平な視点での監査が期待できるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

特にございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

全面的な導入には至っておりませんが、経営に対する責任を一層明確にするため、平成22年11月より役員退職慰労金制度を廃止し、あわせて取締役の報酬のうち、役員賞与について業績連動といたしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役全体の対象人員及び報酬額を開示いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を専任で補佐する体制にはありませんが、必要に応じ管理部門がサポートを行っております。また、常勤監査役が監査役間の情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は4名の取締役で構成しており、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況に対する監督機能を担っております。取締役会以外では定期的に事業執行委員会をはじめとした各種制度委員会を開催し、経営全般について迅速な意思決定を行っております。

監査役会は、3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行の監査を通じ、経営の健全性確保を図っております。また、常勤監査役は取締役会及び事業執行委員会等の重要な会議に出席するとともに、実地監査や会計監査人の監査の立会い等により、取締役の職務執行の状況を監査し、監査役会にて各監査役と情報の共有化を図っております。

当社における内部監査につきましては、内部監査室及び内部統制事務局が連携して、各部署において毎月内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じ実地監査を行う等制度の円滑な運用に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外取締役は選任しておりませんが、当社の事業規模・内容から、社外監査役を2名(うち独立役員1名)置いており、経営監視機能としては十分に有効であると考えており、加えて会計監査人及び内部監査部門との連携により、適切なコーポレートガバナンス体制が確保されていることから、現状の体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	内容の確認を終えしだいTDnetでの開示、及び早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	従来から開催日は集中日ではありません。
その他	株主総会終了後に株主の方に対して、毎年工場見学会等を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催の名証IRエキスポに毎年出展し、個人投資家向けに事業内容・動向等をご説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポの企業説明企画に参加し、アナリストの方に事業内容や動向等を個別にご説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信や有価証券報告書等の決算関係資料や、その他の適時開示資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、2005年にエコアクション21、同じく2008年にFSC森林認証を取得し、環境に配慮した事業を行っております。また、毎年の活動状況を記載した環境レポートを作成、ホームページに掲載しております。
その他	多様な情報を取り扱う事業者として、情報セキュリティ・マネジメント・システム(ISMS)及び「プライバシーマーク」の認証を取得し、個人情報や顧客情報の保護・管理に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制に関する基本的な考え方＞

「ビジョン」は当社の企業活動の根幹を形づくる基本的な価値観を示すものであり、当社のあらゆる活動はこの「ビジョン」に基づき実施しなければなりません。そのためには、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みの構築・運用が重要です。

そこで、以下に示す当社の業務遂行に関する体制および監査に関する体制による活動を通じて「ビジョン」の実現を図ってまいります。

＜業務執行に関する体制＞

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役社長が繰り返しその精神を従業員等に伝え、その実現にリーダーシップを発揮します。さらに、監査役設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保いたします。取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議にもとづいて職務を執行することにより、適法性を確保します。

また、監査役は、法令、定款および「監査役監査規程」に基づき監査を行うものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書・記録については、「情報セキュリティ規程」に基づき、当該情報の主管部門が適切に保存・管理します。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクについて「事業執行統括規程」に基づき予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、事業執行委員会において半期および年次のマネジメントサイクルを運営します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、ビジョンに基づき各年度の事業計画を決定します。この事業計画に基づき各部門において目標と予算を定め、担当取締役はその結果を取締役に毎月報告、討議します。担当取締役は、改善等を必要とする場合対策を講じるようにします。

5. 従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の内部統制システムを統括する、取締役及び監査役を中心としたコンプライアンス委員会にコンプライアンスに関する統括機能を持たせ、従業員等が法令定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてのビジョンを定め、その周知徹底と遵守の推進を図ります。

・従業員等が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びにその責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役に報告する体制を確立いたします。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が親会社及び子会社を持つ場合は、本基本方針の適用を前提とします。

＜監査に関する体制＞

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する事項

監査役を補助する従業員等は、必要に応じて設置します。

2. 前号の従業員等の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員等は、取締役の指揮・監督を受けない専属の従業員等とし、監査役の指示のもと職務を遂行します。

前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とします。

3. 取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・取締役および従業員等は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければなりません。

・取締役および従業員等は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告します。

・監査役への報告者が不利な取扱いを受けないよう当社内部通報規程による〈通報者等の保護〉の対象とします。

4. 監査役の職務について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に関して当社に費用の前払等の請求をした際には、担当部署にて審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと求められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

5. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとします。

・取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議（事業執行委員会）への監査役の出席を確保することとします。

・監査役は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとします。

＜財務報告の適正化を図る体制＞

1. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁）の尊重

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」は、当社にとっての外的要求であることはもとより、当社ビジョンの実現にとっても意義のあることととらえ、その主旨を活かすべく経営および業務遂行の中核にマネジメントシステムとして確立します。

2. 業務遂行におけるマネジメントシステムとしての確立

「事業執行統括規程」において、社長の直接指揮のもと財務報告の信頼性確保が事業執行マネジメントに組み込まれるよう明確に位置付け、さらに「業務統制制度規程」に規定される業務統制委員会の年次マネジメントサイクルにより財務報告の適正化を図ります。

3. モニタリング体制の確立

財務報告適正化マネジメントサイクルの確実な運営をチェックするため、内部監査室による監査を規定し、社長に直接、定期的な監査報告が行われる体制を確立いたします。また、内部監査室が監査役、会計監査人と連携協力できる環境を保障します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針としており、内部監査室を通報窓口に定め、管理本部にて対応する体制としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

会社情報の適時開示については経営企画部(情報取扱責任者:経営企画部長)にて情報を一元管理した上で開示の要否を判断し、必要に応じ取締役会等の協議を経て速やかに開示しております。